

お客様各位

一般財団法人日本食品分析センター

**食品，添加物等の規格基準の一部改正に伴う
器具及び容器包装規格試験における定量下限の変更について**

拝啓 平素は格別のご高配を賜り，厚く御礼申し上げます。

このたび，食品，添加物等の規格基準の一部を改正する告示（用途別規格の整理等）（令和 7 年内閣府告示第 95 号）が施行され，一部試験法が規格基準告示内から削除され通知試験法に移行されました（[消食基第 362 号]器具及び容器包装に係る規格基準に関する試験法等の取扱いについて）。

上記通知に基づき，「食品，添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の第 3 器具及び容器包装」における一部試験項目について，下記の通り変更いたします。

なお，分析試験成績書の「適/不適」の判定表記及び分析料金に変更はございません。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 変更開始日

2025 年 10 月 1 日受託分*より変更いたします。

* 受付した旨のご連絡（預り証）をもって受託といたします。

2. 変更内容

2.1. 定量下限の変更

以下の項目について，定量 下限値を変更いたします。 分析試験項目	定量下限	
	変更前	変更後
アミン類	0.5 $\mu\text{g/g}$	0.2 $\mu\text{g/g}$
ジフェニルカーボネート	20 $\mu\text{g/g}$	100 $\mu\text{g/g}$
ビスフェノール A	20 $\mu\text{g/g}$	100 $\mu\text{g/g}$
スチレン類	—	—
スチレン トルエン エチルベンゼン イソプロピルベンゼン プロピルベンゼン	各 30 $\mu\text{g/g}$	発泡ポリスチレン：各 0.4 mg/g (熱湯を用いるものに限る) その他：各 1 mg/g

2.2. 定量値の記載

これまで分析試験成績書の結果欄に「適/不適」のみを記載していた以下の項目について、定量値も併せて記載いたします。

なお、通知試験法に移行していない項目（重金属、ホルムアルデヒド、ヒ素及び2-メルカプトイミダゾリン）については、従来通り限度試験となりますので定量値の記載はございません。

分析試験項目	
材質規格	溶出規格
塩化ビニリデン	亜鉛
塩化ビニル	アンチモン
カドミウム	エピクロルヒドリン
ジブチルスズ化合物	塩化ビニル
バリウム	カドミウム
鉛	カプロラクタム
リン酸トリクレジル	ゲルマニウム
	総乳酸
	鉛
	フェノール類
	メタクリル酸メチル

3. 本件のお問い合わせ先

一般財団法人日本食品分析センター 多摩研究所 生活用品科学課

Email : 370rev@jfrl.or.jp

以 上